

福島県肥料高騰緊急対策事業

～水田で出荷・販売を目的に作付している農家の皆様を支援します～

米価の大幅な下落に加え、肥料費高騰の二重苦に直面している農業者に対し、肥料費の一部を助成します。

○対象者

水稲又は水稲以外の転換作物を作付している農業者・農業法人

～対象作物～

水稲	主食用米、多収米、稲WCS、飼料用米、備蓄米等
転換作物	野菜、花き、果樹、麦、大豆、そば、飼料作物、牧草等

※二毛作は基幹作のみ

○要件等

※地目が水田のほ場に対象作物（水稲・転換作物）を合計で30a以上作付していること。

※令和4年度に出荷・販売を目的として作付していること。

○助成額

■水稲：500円／10a

（ただし、自家消費分として10aを差し引いた面積）

■水稲以外の転換作物：1,500円／10a

（飼料作物及び牧草以外の作物は自家消費分を差し引いた面積）

（須賀川市地域農業再生協議会）

【申請書類】

- 様式1 福島県肥料高騰緊急対策事業の申請書兼請求書
様式2 福島県肥料高騰緊急対策事業の作付計画書

※申請希望者は下記問い合わせ先までお電話ください。
申請書類をお送りいたします。

【提出先】

須賀川市地域農業再生協議会事務局
(須賀川市経済環境部農政課農業政策係)

〒962-8601
須賀川市八幡町135番地

【提出期限】

令和4年11月30日(水)

【留意事項】

- 畑地は対象になりません。
- 営農計画書を提出いただいている方(要件適合者)には別途通知を送付していますので、そちらをご確認ください。

お問合せ先

須賀川市地域農業再生協議会事務局
(須賀川市経済環境部農政課農業政策係)
電話：0248-88-9138
平日8時30分から17時15分まで